伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、子どもを安心して育てることができる体制の整備を促進するため、市内の保育所が施設整備に要する経費に対し、予算の範囲内において伊勢原市民間保育所施設整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和５５年伊勢原市規則第１９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第２条　補助の対象とする者は、市内に保育所を設置する社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人（以下「社会福祉法人等」という。）とする。ただし、市が新子育て安心プラン実施計画の採択を受けている期間については、別に市長が認めた者も対象とする。

（補助対象事業の区分等）

第３条　補助対象とする事業（以下「補助事業」という。）の区分、対象経費、交付基準等及び補助額は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第４条　補助金の交付を希望する者は、伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付（変更交付）申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 建物平面図及び立面図

(4) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第５条　市長は、前条の申請があり、審査等の結果、補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付決定通知書（第２号様式）により通知するものとする。

（変更交付の申請）

第６条　前条の通知を受けた者が、補助金の交付申請額を変更しようとする場合は、伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付（変更交付）申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 建物平面図及び立面図

(4) その他市長が必要と認める書類

（変更交付の決定）

第７条　市長は、前条の申請があり、審査等の結果、交付する補助金を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市民間保育所施設整備費補助金変更交付決定通知書（第３号様式）により通知するものとする。

（変更の承認）

第８条　規則第６条の規定により補助金の交付決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）の内容若しくは経費の配分の変更又は中止若しくは廃止をしようとする場合は、伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（第４号様式）に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係資料を添付して市長に提出しなければならない。

２　市長は､前項の規定による伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書が提出され、審査等の結果、変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認決定通知書（第５号様式）により通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第９条　規則第９条第１項の規定による申請の取下げのできる期間は、第５条の規定による交付決定の通知を受けた日から１０日を経過した日までとする。

（補助金の交付）

第１０条　補助金は、補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

２　前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付請求書（第６号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付決定通知書の写し又は伊勢原市民間保育所施設整備費補助金変更交付決定通知書の写し

(2) 工事契約書の写し

(3) 領収書の写し

（実績報告）

第１１条　規則第１４条の規定による実績報告は、伊勢原市民間保育所施設整備費補助金実績報告書（第７号様式）に次に掲げる書類を添えて、当該補助に係る事業を完了した日から起算して２０日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の末日が属する年の４月５日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 建物平面図及び立面図

(4) 検査済証の写し

(5) 完成写真
(6) その他市長が必要と認める書類
２　事業が翌年度にわたるときは、伊勢原市民間保育所施設整備費補助金年度終了実績報告書（第８号様式）に関係資料を添付して、補助金の交付決定を受けた年度の末日が属する年の４月５日までに提出しなければならない。
（補助金額の確定）
第１２条　市長は、伊勢原市民間保育所施設整備費補助金実績報告書が提出され、規則第１５条の規定に基づいて補助金の確定を行った結果、第５条の交付決定の額又は第７条の変更交付決定の額と確定額が相違する場合は、伊勢原市民間保育所施設整備費補助金確定通知書（第９号様式）により通知するものとする。
（財産処分の制限）
第１３条　規則第２０条ただし書の規定による市長が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）第１４条第１項第２号の規定によりこども家庭庁長官が定めるところによる。
（委任）
第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この告示は、公表の日から施行し、平成２２年４月１日から適用する。
（経過措置）
２　平成２２年度の補助金に係る交付要望書は、第４条の規定に関わらず、平成２３年２月２８日までに提出することができる。
附　則
この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成２９年４月１日から適用する。
附　則
この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成２９年４月１日から適用する。
附　則
この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成３０年４月１日から適用する。
附　則
この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成３１年４月１日から適用する。
附　則（平成３１年３月２８日告示第４１号）
この告示は、公表の日から施行する。

附　則（令和元年１２月２６日告示第６６号）

この告示は、公表の日から施行する。

附　則（令和４年５月２日告示第８０号）

この告示は、公表の日から施行する。

附　則（令和６年３月６日告示第２８号）

（施行期日）

１　この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際、この告示による改正前の伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付要綱に規定する様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお当分の間使用することができる。

別表（第３条関係）

整　備　区　分	対　象　経　費	交付基準等	負担割合	補　助　額
創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備	就学前教育・保育施設整備交付金の交付について（令和５年８月２２日付けこども家庭庁長官発こ成事第４６６号）別紙就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（以下「国交付要綱」という。）に基づく整備	国交付要綱による。	国交付要綱による。	国交付要綱の額
大規模修繕等	国交付要綱により規定されている保育所の施設整備に係る事業	国交付要綱による。	国交付要綱による。	国交付要綱の額
防音壁整備	国交付要綱により規定されている保育所の施設整備に係る事業	国交付要綱による。	国交付要綱による。	国交付要綱の額
防犯対策の強化に係る整備	国交付要綱により規定されている保育所の施設整備に係る事業	国交付要綱による。	国交付要綱による。	国交付要綱の額
放課後児童クラブ専用室の併設	子ども・子育て支援施設整備交付金の交付について（令和５年８月２２日付けこども家庭庁長官発こ成事第４５３号）別紙子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱（以下「国放課後児童クラブ整備要綱」という。）に基づく整備	国放課後児童クラブ整備要綱による。	国放課後児童クラブ整備要綱による。	国放課後児童クラブ整備要綱の額

※国交付要綱又は国放課後児童クラブ整備要綱に基づく国庫補助金の内示を受けた事業のみ補助対象とする。

第１号様式（第４条、第６条関係）

年度伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付（変更交付）申請書

年　　月　　日

伊勢原市長　殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市民間保育所施設整備費補助金の交付（変更交付）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

１　交付（変更交付）申請額　　円

２　補助事業等の目的及び内容

３　添付書類
(1) 事業計画書
(2) 収支予算書
(3) 建物平面図及び立面図
(4) その他市長が必要と認める書類

第２号様式（第５条関係）

伊勢原市指令（　　）第　　号

年度伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年　　月　　日付けで申請のありました伊勢原市民間保育所施設整備費補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第６条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年　　月　　日

伊勢原市長　　印

１　補助金交付決定額　　円

２　交付条件

(1) 補助の対象となる事業は、　　年　　月　　日付け申請書記載のとおりとする。

(2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。

ア　建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

イ　建物等の用途

ウ　利用定員

(3) 事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が５０万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

(6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(8) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

(9) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、財産処分の制限のある財産に関するものについては、これにかかわらず処分終了までの期間保存しなければならない。また、補助事業者が法人その他の団体である場合であって、証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(10) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(11) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(12) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

（事務担当は、　　）

第３号様式（第７条関係）

伊勢原市指令（　　）第　　号

年度伊勢原市民間保育所施設整備費補助金変更交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年　　月　　日付けで提出されました変更交付申請書の内容を審査した結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

年　　月　　日

伊勢原市長　　印

１　変更交付決定額　　円
（変更前の交付決定額　　円）

２　交付条件

(1) 補助の対象となる事業は、　　年　　月　　日付け申請書記載のとおりとする。

(2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。

(4) 補助の目的に反するときは、補助金等の全部又は一部の返還を命ずることがある。

（事務担当は、　　）

第４号様式（第８条関係）

年度伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書

年　　月　　日

伊勢原市長　殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

次のとおり伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付決定事業の変更（中止・廃止）について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

１　変更の内容
（変更前）

（変更後）

２　変更の理由

第５号様式（第８条関係）

伊勢原市指令（　　）第　　号

年度伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年　　月　　日付けで提出されました変更（中止・廃止）申請書の内容を審査した結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年　　月　　日

伊勢原市長　　印

変更（中止・廃止）の内容

（事務担当は、　　）

第６号様式（第１０条関係）

年度伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付請求書

年　　月　　日

伊勢原市長　殿

住所又は
所在地

請求者名称及び
代表者氏名
㊞

交付決定のありました伊勢原市民間保育所施設整備費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

１　交付決定通知額　　円

２　既交付額　　円

３　今回交付請求額　　円

４　未交付額　　円

５　添付書類

(1) 伊勢原市民間保育所施設整備費補助金交付決定通知書の写し又は伊勢原市民間保育所施設整備費補助金変更交付決定通知書の写し

(2) 工事請負契約書の写し

(3) 領収書の写し

第７号様式（第１１条関係）

年度伊勢原市民間保育所施設整備費補助金実績報告書

年　　月　　日

伊勢原市長　殿

住所又は
所在地

補助事業者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市民間保育所施設整備費補助金に係る実績を次のとおり報告します。

１　交付決定額　　円

２　実　績　額　　円

３　不　用　額　　円

４　添付書類
(1) 事業報告書
(2) 収支決算書
(3) 建物平面図及び立面図
(4) 検査済証
(5) 完成写真
(6) その他市長が必要と認める書類

第８号様式（第１１条関係）

年度伊勢原市民間保育所施設整備費補助金年度終了実績報告書

年　　月　　日

伊勢原市長　殿

住所又は
所在地

補助事業者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市民間保育所施設整備費補助金に係る年度終了実績を次のとおり報告します。

１　交付決定額　　円

２　実　績　額　　円

３　不　用　額　　円

４　添付書類
(1) 事業成果報告書（見込み）
(2) 収支決算書（見込み）
(3) 進捗状況報告書

第９号様式（第１２条関係）

伊勢原市指令（　　）第　　号

年度伊勢原市民間保育所施設整備費補助金確定通知書

住所又は
所在地

補助事業者名称及び
代表者氏名

年　　月　　日付けで提出されました実績報告書を審査した結果、次のとおり確定しましたので通知します。

年　　月　　日

伊勢原市長　　印

１　補助金交付（変更交付）決定額　　円

２　補助金確定額　　円

（事務担当は、　　）